

がん診療連携拠点病院（国、県）

指定要件の見直し

兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課

「がん診療連携拠点病院等の整備について」（R4.8：国指針）

主な改正内容

1 都道府県協議会の機能強化

都道府県がん診療連携協議会が十分に機能するよう、がん診療連携拠点病院の都道府県協議会への積極的な参画を求める項目を追加

2 診療従事者に関する人員要件の見直し

(1) 医師数が少ない医療圏における緩和要件の廃止

医師数が概ね300人を下回る医療圏における放射線医や病理医の配置要件の緩和が廃止

(例) 放射線治療医：**原則**常勤1人以上 ⇒ 常勤1人以上

(2) 放射線治療に携わる者の配置要件の厳格化

がん医療の質の維持を担保する観点から、診療放射線技師等の放射線治療に携わる者の配置要件が厳格化

(例) 診療放射線技師：常勤1人以上。2人以上が望ましい ⇒ 常勤2名以上が「望ましい(*)」

➤ 「望ましい(*)」要件：次期指定要件改定時に必須要件とすることを念頭に置いたもの

「がん診療連携拠点病院等の整備について」 (R4.8 : 国指針)

主な改正内容

3 がん診療連携拠点病院（高度型）の廃止

各都道府県内の拠点病院等の役割分担を整理し、情報公開等を行うことで発展的に解消

4 その他

(1) B C P（事業継続計画）の策定

※「望ましい（*）」規定として追加

(2) 医療安全の取組として「第三者評価」の受審の義務化

※2年間の経過措置あり

(3) 取り組みが進んでいる項目や、一般に浸透してきている項目の削除

<主なもの>

- ・ 専門的ながん医療を提供するために設置する治療機器や治療室等の内容
- ・ 敷地内禁煙等のたばこ対策
- ・ がん相談支援センターの業務内容

2

「兵庫県指定がん診療連携拠点病院設置要綱」 (R4.9 : 県要綱)

基本の方針

国のがん診療連携拠点病院等の整備指針に準拠

主な内容

1 国整備指針に変更がないため、引き続き維持する項目

- ▶ 診療従事者（薬物療法、精神症状の緩和に携わる医師）の「常勤」要件
- ▶ 診療実績（院内がん登録数、悪性腫瘍の手術件数、薬物療法・放射線治療のべ患者数等）

2 国整備指針は変更されたが、変更しない項目

- ▶ 放射線医・病理医の配置要件（医師数が300人を下回る医療圏に適用）

【国整備指針】

- 専任の放射線診断に携わる**常勤**医師1人以上の配置
- 専従の放射線治療に携わる**常勤**医師1人以上の配置
- 専従の病理診断に携わる**常勤**医師1人以上の配置

【県設置要綱】

- 専任の放射線診断に携わる医師1人以上の配置
- 専従の放射線治療に携わる医師1人以上の配置
(以上、**原則常勤**)
- 専従の病理診断に携わる医師1人以上の配置

3

「兵庫県指定がん診療連携拠点病院設置要綱」 (R4.9 : 県要綱)

主な内容

* 専任: 就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事
専従: 就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事

3 国整備指針の変更に合わせて、変更する項目

▶ 放射線治療に携わる者(技術者等、看護師)の配置要件

- 専任**の放射線治療の機器の精度管理に携わる常勤の技術者等を1人以上の配置
- 放射線治療室に**専任**の常勤看護師を1人以上配置

- 専従**の放射線治療の機器の精度管理に携わる常勤の技術者等を1人以上の配置
- 放射線治療部門に**専従**の常勤看護師を1人以上配置

▶ 日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価の受審の義務化(2年間の経過措置あり)

4 国整備指針に規定はなく、県独自に新設する項目

- ▶ 現国拠点病院が、その指定期間満了後に県指定を受ける場合において、指定要件を満たさない項目があるとしても、2年間は要件を満たしているものとみなす
- ▶ 以下の場合、2年間の経過措置を設定
 - ・ 上記3(診療従事者にかかる項目)の場合
 - ・ 診療実績の要件を満たしていない場合

5 その他

新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、上記4の場合、専門委員会の意見を踏まえ、その状況が拠点病院の責めに帰すべき事由によらないときは、指定期間を必要な期間延長できる規定を設定

「兵庫県指定がん診療連携拠点病院設置要綱」 (R4.9 : 県要綱)

<参考> 指定の更新手続等について

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
10月末現況報告 ☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆
更新申請		4年間指定 ※指定要件を全て満たす					
要件緩和 (経過措置対象要件のみ満たさない施設)		暫定指定期間(2年)		2年間指定 ※指定要件を全て満たす			
		(指定要件を満たさない場合、取り消し)					
R5年度以降に指定期間が終了する既指定病院 R5.4月以降の指定期間はR5.3月までに短縮							
10月末現況報告 ☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆
更新申請		4年間指定 ※指定要件を全て満たす					
要件緩和 (経過措置対象要件のみ満たさない施設)		暫定指定期間(2年)		2年間指定 ※指定要件を全て満たす			
		(指定要件を満たさない場合、取り消し)					
新要綱の施行日以降 新規申請		随時申請					
		指定時に定められた期間 ※指定要件を全て満たす					
10月末現況報告 ☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆

がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会（国）審議結果（R5.1.19）

圏域	医療機関名	新規指定類型	指定期間
東播磨	県立がんセンター	都道府県がん診療連携拠点病院	4年
神戸	神戸大学医学部附属病院 神戸市立医療センター中央市民病院 神戸市立西神戸医療センター 神鋼記念病院	地域がん診療連携拠点病院	4年
阪神南	関西労災病院 兵庫医科大学病院 県立尼崎総合医療センター		
阪神北	公立学校共済組合近畿中央病院 市立伊丹病院		
東播磨	加古川中央市民病院		
北播磨	北播磨総合医療センター		
中播磨	姫路赤十字病院 独立行政法人国立病院機構姫路医療センター	【グループ指定先】 加古川中央市民病院	指定要件の充足状況が不十分なための経過措置
但馬	公立豊岡病院		
淡路	県立淡路医療センター		
丹波	県立丹波医療センター	地域がん診療連携拠点病院(特例型)	1年
西播磨	赤穂市民病院	地域がん診療病院	4年

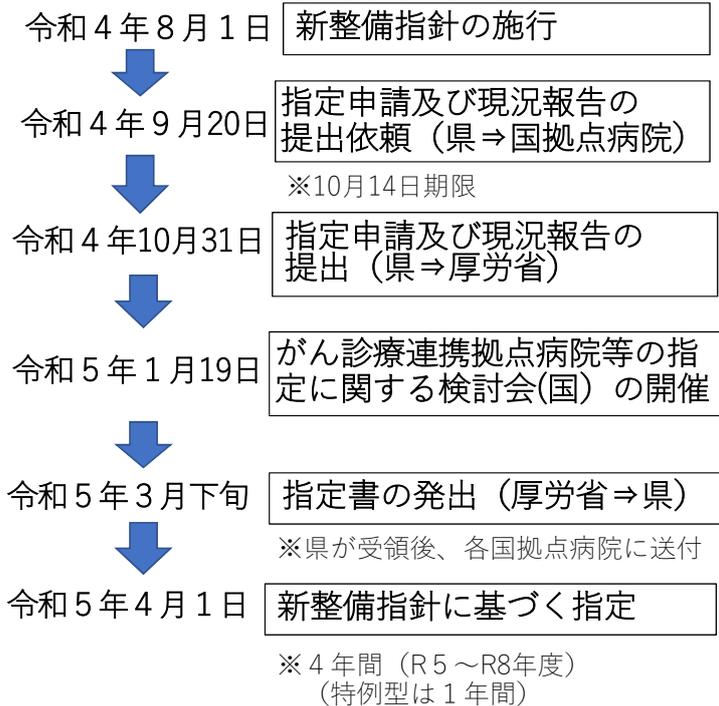
令和5年3月までは市立西脇病院

【グループ指定先】
加古川中央市民病院

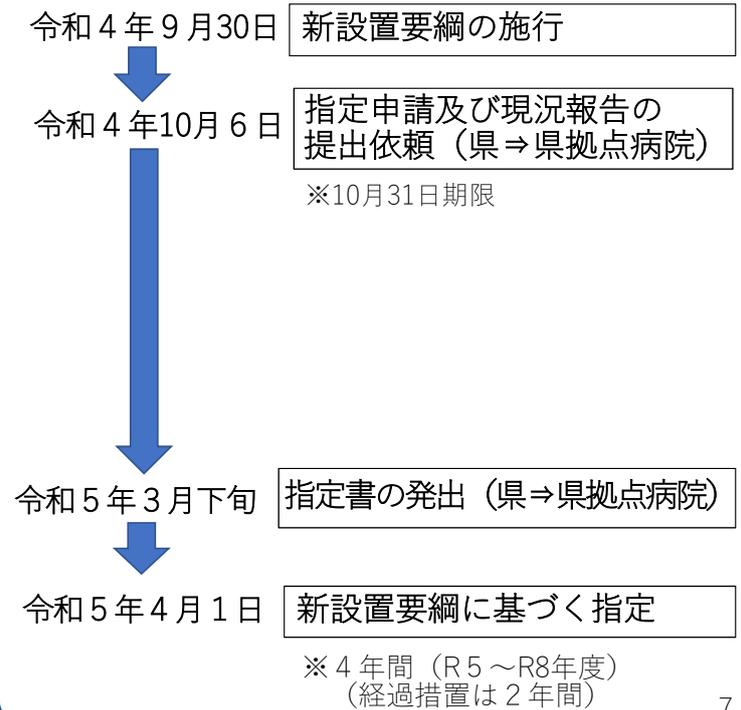
指定要件の充足状況が不十分なための経過措置

指定に向けたスケジュール

○国指定拠点病院



○県指定拠点病院





ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年度予算案の概要

令和4年12月

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

令和5年度がん対策予算案の概要

令和5年度予算案 357億円 (令和4年度予算額 354億円)
 令和4年度第二次補正予算額 58億円

基本的な考え方

令和4年度中に策定予定の第4期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん医療」「がんとの共生」の三つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図る。

1. がん予防

144億円(145億円)

・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	14.2億円
新・がん検診の受診勧奨策等実行支援事業	0.4億円
・がん対策推進企業等連携事業	0.8億円
・がん検診従事者研修事業(胃内視鏡検査研修)	0.1億円

※上記のほか、たばこ対策、肝炎対策関係等の経費約12.8億円が含まれる。

2. がん医療

186億円(182億円)

・がん診療連携拠点病院機能強化事業	29.8億円
・小児がん拠点病院機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)	3.2億円
・小児がん中央機関機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)	0.6億円
・緩和ケア推進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)	2.3億円
・地域がん診療病院等機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)	1.5億円
・希少がん中央機関機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)	0.7億円
・がんゲノム情報管理センター事業	9.9億円
・がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)	10.2億円
・がんの全ゲノム解析に関する人材育成推進事業	0.4億円
・がん登録推進事業(国立がん研究センター委託費)	5.4億円
・都道府県健康対策推進事業(がん登録、がん医療提供体制の促進等)	6.4億円
・希少がん診断のための病理医育成事業	0.4億円
・がん等における新たな緩和ケア研修等事業	0.6億円
・小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業	11.0億円
・小児・AYA世代のがんの長期フォローアップ体制整備事業	0.3億円
・革新的がん医療実用化研究事業等(※厚生科学課計上)	98.4億円

(参考) 【令和4年度第二次補正予算額】

・全ゲノム解析等の推進	42.9億円
・がんゲノム情報管理センター事業	5.4億円

3. がんとの共生

27億円(27億円)

・がん患者の就労に関する総合支援事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)	2.4億円
・がん総合相談に携わる者に対する研修事業	0.2億円
新・アピアランス支援モデル事業	0.3億円

(再掲)

・がん診療連携拠点病院機能強化事業費(全体)	50.6億円
・都道府県健康対策推進事業費(全体)	6.4億円
・国立がん研究センター委託費(全体)	6.5億円

※がん・疾病対策課計上の主な事業を記載。 ※複数の柱に重複する事業については、主な柱に一括して計上。
 ※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

新規 がん検診の受診勧奨策等実行支援事業

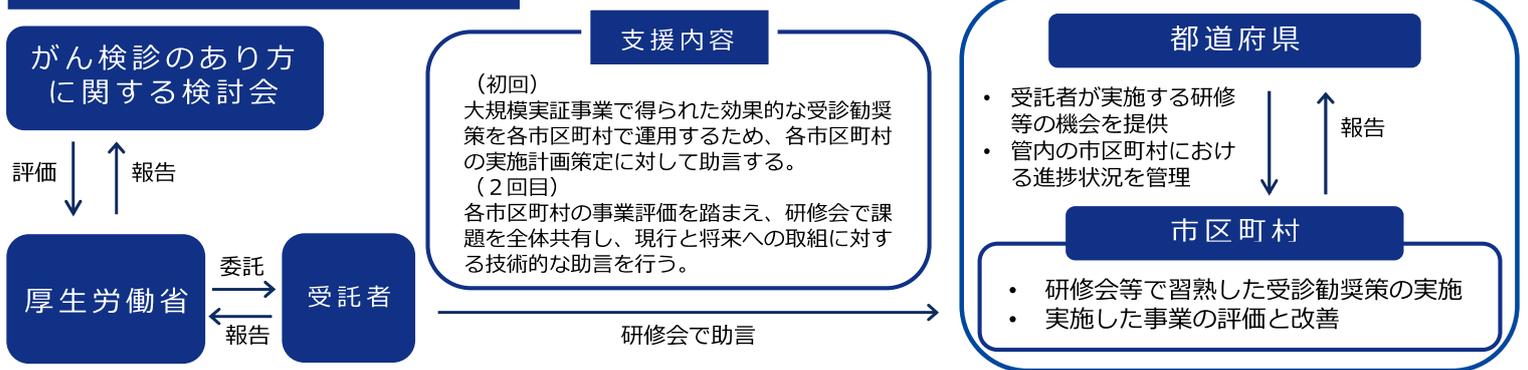
令和5年度当初予算案 36百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- がん検診の受診率は、男女とも全てのがん種で上昇傾向にあるが、男性の肺がんを除いて、第3期がん対策推進基本計画の目標値50%を達成できておらず、がん検診の受診率向上に向けた更なる取組が必要である。
- 令和2年度～令和4年度の「がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業」において、受診率向上効果が実証された受診勧奨策を自治体が主体的に実施できるよう支援することで、がん検診受診率の向上を目指す。

2 事業の概要、スキーム、実施主体等

実施主体 厚生労働省（委託事業）



- ・大規模実証事業で実証された効果的な受診率勧奨策を基に、各市区町村で実装するためのワークショップ形式の研修会等を実施する。
- ・市区町村で事業に取り組む上では、各都道府県は管内市区町村の進捗状況を管理し、支援する。
- ・取組の効果等を各都道府県単位で共有する場を設け、他市区町村の状況を把握する。受託者は進捗状況に応じて研修会で助言する。

新規 がんとの共生に向けた相談支援の強化（アピアランス支援モデル事業）

令和5年度予算案 26百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 治療に伴う外見の変化は、社会生活に大きく影響することから、医療現場における適切なアピアランスケア体制の構築が必要。
- アピアランスケア体制の構築に当たっては、がん治療を行う医療機関と都道府県とが連携し社会全体で患者を支援する必要があるが、どのような体制が効果的であるかを検証した上で全国展開を図る。

2 事業の概要

- がん診療連携拠点病院等のがん診療を行う医療機関において、アピアランスケアを必要とするがん患者に対し、研修を受けた医療従事者による情報提供や相談支援等を行い、効果的な支援体制について検証するモデル事業を実施する。

- 検証に当たっては厚労科研費研究班と連携し、分析を行う。

3 事業のスキーム、実施主体等

